

広報

おおさかさやま

6

2013.JUNE | No.532
大阪狭山市の情報誌

02 特集 | 学ぶ意欲を高める教育

06 TownTopics | 狭山池まつり 08 市の財政事情をお知らせします 22 シルバー情報のページ | 健康太極拳講座第 22 期参加者を募集 24 けんこうガイド | 予防接種 26 情報のページ | 男女共同参画推進啓発員募集 34 市民活動の広場 | 市民が主催する催しや講座の案内



「救急医療情報キット」を配布しています。救急キットを活用している人で、服用している薬の種類や、かかりつけ医が変わった場合など、保管している医療情報などに変更があれば、必ず救急安心カードの内容を書きかえてください。

救急キットです。定期的に内容の確認をお願いします。

配布場所 社会福祉協議会、さやま荘、ニュータウン連絡所、市役所福祉グループ、または高齢介護グループ

問い合わせ 社会福祉協議会

市民後見人養成講座オリエンテーション

大阪府内において、誰もが地域で安心して暮らすことをめざす地域福祉活動として、判断能力が十分でない人の生活を身近な場で支える、後見活動を行う「市民後見人の養成」を行います。

とき 21日(金)午後2時～4時30分 ところ SAYAKA ホール・小ホール 対象 市内または、雷田・林田、河内長野市、羽曳野市に居住している人 ※市民後見人養成講座の受講者は平成26年3月31日現在の年齢が25歳以上70歳未満の人 内容 (講師)成年後見制度の概要と市民後見人に附与するもの、市民後見人活動、市民後見人養成講座についてのご案内など 参加費 無料 申し込み 高齢介護グループへ直接

問い合わせ 高齢介護グループ



労働 労働保険の年度更新手続は7月10日(水)まで

事業主の皆さまは労働保険の年度更新手続を7月10日(水)までに済ませてください。大阪労働局ホームページ(http://osaka.roudoukyoku.jp)または電子政府の総合窓口e-Gov(イーガー)(http://www.e-gov.jp)から電子申請ができます。

問い合わせ (申告書の記入方法)労働保険コールセンター<開設期間7月19日(金)まで

国民健康保険 国民健康保険に加入している人は申告を

国民健康保険料は、納付義務者となる世帯主と加入者全員の所得に基づいて算定します。お勤めや市役所入浴の申告をしていない人や、会社などから給与の源泉徴収票が提出されていない人については、所得の内容が確認できないため正確な保険料の算定ができません。所得がない人も含め対象となる人は早急に所得の申告をお願いします。

なお、国民健康保険料の算定に必要な人の所得が確認できない世帯には、6月初旬に国民健康保険料に関する所得申告書(簡易申告書)を送付しますので、案内に記載の期日までに必ず提出してください。

問い合わせ 保険年金グループ



福祉 脳卒中の後遺症を持つ人の交流会

とき 20日(木)午後2時～4時 ところ 市立公民館・集会室 対象 脳卒中の後遺症を持つ人とその家族 内容 患者や家族同士の交流、参加費 定員 10人(先着順) 申し込み、問い合わせ 21日(金)までに電話で参加者の名前・年齢・電話番号を人権協会(街口)070-5436-9538

問い合わせ 高齢介護グループ

「難病」とつきあう交流会

とき 25日(水)午後2時～4時 ところ 市立コミュニケーションセンター 対象 特定疾患と診断された人とその家族(確定診断を受けていない人も可) 内容 患者や家族同士の交流 参加費 無料 定員 10人(先着順) 申し込み、問い合わせ 21日(金)までに電話で参加者の名前・年齢・電話番号を人権協会(街口)070-5436-9538

問い合わせ 高齢介護グループ

救急医療情報キットについて

社会福祉協議会では、高齢者や障がい者がある家庭で、救急車を呼んだ場合にも、早く必要な医療情報などが確認できるように

安心して水道を使うために

安心して水道を使えるように、水道水は塩素で消毒しています。朝一番や長時間留守にしたときは、給水管内の塩素消費が少なくなっていることがあります。また、給水管に鉛管を使用しているとき、水道水が給水管に長時間滞留することで、ごく微量ですが鉛が溶け出すことがあります。また、鉛管の使用状態では問題ありませんが、長期使用しなかつたときは、念のために使い始めの水道水や、バケツ一杯程度、飲み水以外に使用していただく。

問い合わせ 水道施設グループ

貯水槽水道の管理について

水道局では、貯水槽水道にかかる水道事業者およびその貯水槽水道の設置者の責務に関する事項を給水条件などで明確に定め、受水槽の有効容量が10ml以下の小規模貯水槽水道に対し、水道法に準じた管理を規定しています。貯水槽水道の設置者の皆さんは、次のとおり適正な管理をしてください。

- 水槽(受水槽・高層水槽)の清掃を1年に1回定期的にに行い、いつもきれいにしておく。
○水槽の点検(点検の施設、周囲の整理整頓、錠鎖・電錠の有無、内部の状態など)を行い、不備なところはすみやかに改善する。
○給水栓における水の色・濁り・臭い・味に関する検査および残留塩素の有無に関する水の検査を1年以内ごとに1回実施する。
○利用者へ給水する水が健康を害するおそれがあるとき、直ちに給水を停止し、その水を飲まないよう周知する。
○水に異常を認めるときは、保健所などの専門機関に依頼して必要事項の検査を行う。

問い合わせ 水道施設グループ



環境 公共下水道に接続されたら

公共下水道への接続に伴い水洗トイレに交換し、し尿くみ取りの必要がなくなつたときは、すみやかに「し尿くみ取り廃止」の手続きを行ってください。なお、下水道接続後も廃止の届け出がない場合は、くみ取り手

問い合わせ 堺労働基準監督署072-238-6361



消防 水難救助講習会

海・プール開きに加え、水の事故を防ぐため、グループや団体を対象に水難救助講習会の申し込みを受け付けています。日本文学社水上安全法の資格を持つ講習員と本赤十字社水難救助隊員が、指定された場所まで出向いて講習します。

内容 水難救助(救助泳法)、人工呼吸法、心肺蘇生法、止血法、その他の応急手当 申し込み 消防本部、またはニュータウン出張所にある申込書に必要事項を書いて、各課へ直接

問い合わせ 消防本部



水道 検針にご協力を

検針業務をスムーズに行うため、水道メーターボックス周辺には、検針の妨げとなるものを置かないでください。また、飼料もメーターボックスからできるだけ離れた場所につないでください。水道メーターの検針業者は、第一環堺市です。不審な場合は業務委託証の提示を求めてください。

問い合わせ 水道局水道お客様センター

1回(約)7回(約)水道週間
今年の水道週間のスローガンは「復興の未来と生命(いのち)照らす水」です。蛇口をひねるとすぐに使える水、普段何気なく使っている水ですが、安全なおいしい水道水を提供するために、様々な取り組みが行われています。この機会に、毎日使っている水の大切さを改めて考えてみましょう。
問い合わせ 水道局総務グループ

>0120-995-986、または労働保険適用・事務組合課06-4790-6340 【労働保険料の納付】労働保険徴収課06-4790-6330

ひとり親家庭などのための就業支援講習会

母子家庭の母や寡婦、父子家庭の父を対象にした講座です。2歳〜就学前の子どもの一時保育があります。【パソコン・総務課】

とき 8月10日〜9月28日の午前9時30分〜午後3時30分(毎週土曜日、全8回) ところ 谷町福祉センター(大坂市中央区谷町ノ地下鉄谷町線(谷町六丁目駅下車)) 受講料 7,000円(教材費など) 定員 25人(多数の場合には抽選) 受付期間 10日(月)〜7月10日(水) 申し込み 住友はがきに【パソコン・総務課】と郵便番号・住所・年齢・職業・電話番号・受講動機・以前受講したことと年齢を書いて、〒540-0012大阪市中央区谷町五丁目4-13大阪府谷町福祉センター(大坂府母子家庭等就業・自立支援センター※返信用にも郵便番号・住所・名前を書いてください)

問い合わせ 大阪府母子家庭等就業・自立支援センター06-6762-9498

堺労働基準監督署移転のお知らせ

5月27日に堺労働基準監督署が移転しました。移転先は〒590-0078堺市堺区南5町2番29号堺地方合同庁舎3階です。

来日外国人の不法滞在・不法就労防止にご協力を
働くことが出来る在留資格がない外国人が日本国内で働くことを不法就労といっています。不法就労は法律で禁止されています。不法就労させた雇用主は「不法就労防止罰金」などとして処罰の対象となります。外国人を雇用される場合は、パスポートや在留カードなどで(在留資格)「在留期間」を確認し、適正な雇用に配慮していただく必要があります。
問い合わせ 黒山国際交流連絡協議会(黒山警察管内)0362-1234

毎月20日はノーマイカーデー
問い合わせ 土木グループ
警察0362-1234